

令和6年度
事業計画書
(神奈川県立湘南海岸公園)

指定管理者
株式会社 湘南なぎさパーク
代表取締役社長 田代 文彦

事業計画書（目次）

	ページ
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	1
(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方	
(2) 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針	
(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針	
2 業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等	9
(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方	
3 施設の維持管理	11
(1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方	
(2) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針	
(3) 清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針	
(4) 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針	
4 利用促進のための取組	17
(1) 公園の特性や利用状況(繁忙期・閑散期等)、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 (有料施設は除く)	
(2) 有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容	
(3) 多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等	
5 自主事業の内容等	24
(1) 公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	
6 利用料金の設定・減免の考え方	27
(1) 利用料金の設定	
(2) 減免の考え方	
7 利用者対応・サービス向上の取組	28
(1) 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方	
(2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等	
(3) 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針	
(4) 神奈川県手話言語条例への対応	
8 日常の事故防止、緊急時の対応	32
(1) 定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容	
(2) 樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方	
(3) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には、利用者外国人や障がい者、高齢	

	者が含まれていた場合を含む)	
9	急病人及び新型コロナウイルス等への対応	38
	(1) 急病人等が生じた場合の対応	
	(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針	
10	災害への対応（事前、発生時）	40
	(1) 異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）	
	(2) 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応	
	(3) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方（地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等）	
11	地域と連携した魅力ある施設づくり	45
	(1) 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容	
	(2) ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容	
	(3) 周辺施設（他の公園、施設等）との交流・連携の内容	
	(4) 地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	
12	人的な能力、執行体制	49
	(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況	
	(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	
	(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々のOJTや研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況	
13	コンプライアンス、社会貢献	57
	(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	
	(2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況	
	(3) 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績	
	(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組	
	(5) 神奈川県手話言語条例への対応	
	(6) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組	

14 事故・不祥事への対応、個人情報保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・67

- (1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況
- (2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

1 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

弊社は、湘南海岸から江の島までの海岸沿いのエリアにおいて、都市公園、駐車場、テニスコート、スケートパーク、ヨットハーバーといった多くの施設の管理運営を長年担い、地域の方々や行政と協力して、地域振興に貢献していくことを使命としている第三セクターです。

県立湘南海岸公園につきましては、平成 18 年4月から3期連続で指定管理者となり、海岸に隣接した厳しい自然環境や、サーファー・海水浴客などの海岸利用者のニーズ・行動特性にも的確に対応しながら、安全で魅力ある公園づくりを目指し、日々適正な管理運営に努めております。

また、弊社では、本公園内に設置されている西部駐車場・中部駐車場・中部バス駐車場(※1)や、隣接する片瀬海岸地下駐車場(※2)、鵜沼海浜公園スケートパーク(※3)を運営、管理し、更には、公園内の新江ノ島水族館とも連携を図りながら、地域一体で効率的・効果的な管理運営を行う取組を進めております。

そうした中、本公園では年間約 200 万人の利用者を受け入れ、利用者満足度調査では 85%超の方々から「満足」「やや満足」との評価をいただいております。(※4)

弊社では、これまで培った経験や周辺の施設との連携、利用者、関係者のご意見等を踏まえながら、地域や県内、更には国内外から訪れる多くの方々に、快適で安全安心で魅力ある公園を満喫していただけるよう、高い水準の管理運営を行ってまいります。

 湘南なぎさパーク 管理運営施設配置図



- (※1) 弊社が県から公園施設設置管理許可を受けて運営
- (※2) 弊社が県から指定管理を受けて運営
- (※3) 令和4年度から改修事業に着手
- (※4) 令和元年度利用者満足度調査

(2) 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

湘南海岸公園は、東に江の島、南に伊豆大島、西に伊豆半島から箱根、富士山、丹沢連峰を望める湘南海岸と、北側に平行した国道134号線とに挟まれた、神奈川県有数の利用者の多い公園として広く県民に親しまれています。こうした立地から、本公園固有の価値や特性を踏まえ、その果たしている役割を、以下のように考えています。

- ①湘南地域圏のシンボル「湘南海岸」の魅力を高める、眺望と緑豊かな憩いの場
- ②中核施設「サーフビレッジ」はビーチスポーツ活動及びライフセーバー育成の拠点
- ③「公園まつり」等のイベントを通じて地域の人々の交流が図られる場
- ④「芝生広場」「ちびっこ広場」は、ファミリー層の安全で快適な遊び場
- ⑤県内外から自動車で来訪される利用者に駐車場を提供する公益的役割
- ⑥国道134号線より内陸の住宅地への飛砂防止、防風のための緩衝緑地の役割
- ⑦津波発生時、公園や海岸利用者をいち早く避難誘導する役割
- ⑧海岸特有の毒クラゲや離岸流などの潜在的な危険性に注意を促す役割

このような本公園固有の価値や特性を踏まえた役割認識のもと、公園を訪れる方々に、快適で安全安心に利用していただけるように、以下の方針に基づき、全社をあげて配慮の行き届いた管理に努めていきます。

- ア 快適で安全安心のための利用者サービスの提供
- イ 立地環境に適応した維持管理
- ウ 公園の魅力の向上
- エ 地域やNPOとの連携による賑わいづくりと課題解決
- オ 全社体制による効果的な管理運営

ア 快適で安全安心のための利用者サービスの提供

利用者の多い公園であり、海岸利用者の多くが公園施設を利用するとともに、治安や風紀の維持が求められることから、こうした特性を踏まえ、公園を快適で安全安心に利用していただけるよう、維持管理において管理基準を上回る取組や独自の取組を行うなど、利用者サービスの向上を図ります。

[取組例]

① トイレの365日清掃【継続】(P.12)

利用者が多いことに加え、海岸利用者が持ち込む砂による床の汚れやゴミの投棄などにより、トイレは常に汚れ等に直面していることから、管理基準236日を上回る365日清掃や、毎日の巡回時のごみの片づけ、高圧洗浄を併用した特別清掃を行うなど、清潔なトイレの維持に努めます。

② 安全安心のための防犯の取組【継続】(P.14)

24時間開放されている公園であることから、夜間の治安維持のため、夜間巡回警備を管理基準年間68日を上回る365日実施します。また、弊社が設置した防犯カメラや防犯スピーカーを活用して、不適切な行為・犯罪の未然防止や利用指導に

努めます。

③ 独自の安全対策等の工夫【継続・拡大】(P.17)

トビにより食べ物を取られ怪我する被害が多発しており、これを防ぐために糸を張り巡らせたトビ対策糸張りポールを設置したところ効果があったことから、この対策エリアを拡大していきます。

また、犬のフンが捨てられた場所に、持ち帰りマナーを呼びかける表示を行う取組を継続するなど、今後も独自の取組を工夫しながら、安全で快適な公園づくりに努めます。



投棄されたゴミ



モニター監視



トビ対策糸張り
ポールの設置

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。トビ対策糸張りポールの対策エリアの拡大については、令和4年度までに5箇所を設置しておりますが、引き続き、利用者の利用状況を見ながら対応します。

イ 立地環境に適応した維持管理

海岸に面していることから、強風や飛砂の被害に直接さらされる厳しい条件下にあり、また、後背地は住宅地となっていることから、植栽や竹柵の管理、堆砂除去は重要であり、このため、これまでの経験を生かし、効率的で長期的視点にあった維持管理を行います。

〔取組例〕

① 子や孫の世代を見据えた植栽管理【継続】(P.14-15)

本公園は海岸に面し、松などの樹木は強風時の防砂林、防風林の役割も担っていることから、樹木の維持管理に当たっては、子や孫の世代を見据えた長期的視点に立った剪定・間伐、樹種転換等を行っていきます。

② 機械化による迅速かつ効率的な業務の実施【継続】(P.12-13)

園内各所の通行や排水設備機能の障害となる堆砂の除去については、砂が大量かつ広範囲に積もることから、人力や業者委託では時間や費用が多くかかります。弊社では堆砂を除去する重機を保有しており、これを活用して迅速かつ効率的に対応します。

また、他の作業においても、自社又はレンタルの機械(乗用草刈機、パッカー車、小型ユンボ等)を活用して、業務の効率化や経費の節減を図ります。

③ 倒壊や劣化した竹柵への対応【継続・拡大】(P. 11)

台風等の強風や経年劣化で倒壊した竹柵は更新するようにしていますが、入手が困難な場合があることから、必要に応じて代用品となる防砂ネットを選定し、設置方法を工夫して、防砂機能を維持しつつ景観を損なわないよう対応します。

また、元々竹柵を設置していた場所であっても、防砂機能に必要な場所については、竹柵を撤去して眺望の確保と日当たりや風通しを良くし、植栽の防砂機能の向上に努めており、今後も柔軟な対応を図っていきます。



松の幼木に支柱



自社重機による
堆砂除去



防砂ネットの
利活用

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。なお、子や孫の世代を見据えた植栽管理として、令和4年度やそれ以前に移植した幼苗の養生を実施します。また、必要に応じて防砂ネットを設置します。

ウ 公園の魅力の向上

本公園は「関東の富士見100景」に選ばれる景色を有しており、こうした眺望を生かして、更なる魅力づくりに取り組み、散歩や散策をする利用者に愛される公園づくりを進めます。

[取組例]

① 眺望を生かした新たな公園魅力の創出【継続・拡大】(P. 19)

本公園から見える眺望をゆっくりと楽しんでいただくために、見晴らしの良い丘にベンチを設置する取組を進めています。

また、防砂機能に必要な場所の竹柵を撤去して、新たな眺望を創出していきます。

② 眺望案内盤の設置【新規】(P. 19)

眺望の良い場所に、江の島や富士山、大島、箱根山系を映した新たな眺望案内盤を設置し、公園の魅力を高めています。

③ 日差し対策【継続・新規】(P. 19)

屋外の場所に日陰が欲しいとの利用者ニーズを踏まえ、パーゴラ上部に竹柵を設置し日陰を作る取組を進めています。

また、芝生広場などにおいても日陰のニーズがあることから、新たにワンタッチテントの貸出を自主事業として実施していきます。

④ イベント4本柱による活性化【継続】(P. 18-19)

開放的な芝生広場などを生かした「鵠沼ハワイアンフェスティバル」や「湘南海岸公園まつり」、「ビーチヨガ」の他、「クラフト教室」などの月例イベントを継続的に実施し、公園の活性化や人々の交流を図っていきます。



眺望の良い場所
へのベンチ設置



案内盤イメージ



テントイメージ

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。なお、テントの貸し出しは令和4年度から実施済み。また、眺望案内盤は令和4年度に設置済みです。なお眺望の良い場所へのベンチの設置は状況に応じ更に増設を検討します。

エ 地域やNPOとの連携による賑わいづくりと課題解決

本公園では、すでに、地域の方々やNPOと連携した取組が進められています。今後も、こうした方々との連携・協働により、公園の賑わいづくりや課題解決に取り組みます。

[取組例]

① 友の会との連携による公園まつりの継続・発展【継続】(P. 43)

「湘南海岸公園友の会」の発案による公園まつりは、毎年恒例のイベントとなり定着しています。今後も同会との連携を強化し、地域に愛される魅力あるイベントづくりを進めていきます。

② 海浜植物育成団体との連携【継続】(P. 44)

海浜植物の保護育成活動を協働して行うとともに、弊社主催イベントで団体の活動を披露する場を提供するなど、団体活動を支援していきます。

③ ライフセービング団体への協力・連携【継続】(P. 44)

サーフビレッジはライフセービング活動の拠点ともなっており、ライフセービング団体の大会・講習会等の活動場所や広報等で協力するとともに、ケガ人の救助や津波避難訓練などで連携していきます。

④ NPOとの連携による犬対策、野良猫対策【継続】(P. 44)

地元で活動するNPO団体と連携し、犬の放し飼いや糞の処理への対策を図っています。また、野良猫の捕獲・不妊手術・里親探しを続け、数を減らしてきており、今後ともこうした活動を支援していきます。



公園まつり
(ふれあい動物園)



海浜植物植樹



犬のしつけ教室

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

オ 全社体制による効果的な管理運営

弊社では、湘南海岸公園を中心に周辺の公的施設の管理・運営を担っていることから、この利点を生かし、社内の他部門や他施設と連携しながら、維持管理や利用者サービスの向上、経費の節減に取り組んでいきます。

[取組例]

① 直営修繕チームによる迅速できめ細やかな対応【継続】(P. 11)

弊社では、施設管理に関わる技術・技能・資格を有する熟練社員による修繕専門チームを設置し、弊社管理の全施設の小破修繕を担当しています。そこで、破損や動作不良を発見した場合やその兆候が見られた場合に、この専門チームを動員し、迅速かつきめ細やかな修繕を行い、施設の延命化や利用者サービスの維持・向上に努めていきます。

② 周辺駐車場との連携による利用者サービスの向上【継続】(P. 46)

弊社では、湘南海岸・江の島地域の12の大型駐車場の満空情報(空き台数情報)をホームページで提供しています。また、弊社管理の7駐車場では、それぞれ利用目的に応じた料金体系や営業時間を設定しており、公園や海岸利用者のニーズに沿った運営を行うことで、利用者サービスの向上に努めていきます。

③ スケートパークと連携したスケートボード対策【継続】(P. 46)

海風のテラスでのスケートボードは、他の公園利用者に危害を与える恐れがあることから、スケートボードに熟知した鶴沼海浜公園スケートパークの弊社職員と連携し、粘り強い注意や施設面での対策を行っており、今後とも引き続き連携して対応してきます。



デッキ修繕の様子



満空情報



ゴムマットの敷設

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。スケートパーク勤務経験者を配属し、経験等を元に対応を継続します。

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

ア さまざまな利用者、地域住民への配慮

本公園は、地域住民の散歩や憩いの場として、更には近隣や遠方からの海岸利用者など、様々な目的で利用される公園です。そして、子供から高齢者まで、また、障がい者や外国人など多様な方々が訪れ、スポーツを楽しんだり、広場で遊んだり、食事をしたりと、様々な時間を過ごしています。そこで、公園の利用者はもちろん、海岸利用者や近隣住民に配慮し、皆さんに親しまれるよう管理運営を行ってまいります。

① 利用者ニーズや地域のご意見の的確な把握と実現

利用者に安全安心に過ごしていただくことはもとより、日ごろいただくご意見や苦情、アンケート調査などにより、利用者のニーズや地域住民の意向を的確に把握し、日々の維持管理や施設の改善、更には自主事業の実施などにおいて、県と協議しながら、その実現に向け積極的に取り組みます。

② 海岸との一体利用への配慮

本公園は海岸に隣接していることから、海岸での置引き被害や荒天時の注意喚起、海や海岸でのケガや生死にかかわる緊急時対応にも取り組みます。更には、足の不自由な方にも海岸を楽しんでいただけるよう、海浜車椅子を貸し出し、砂浜での操作方法などを現場で支援します。また、海岸利用者への貴重品ロッカー等の貸し出しなどのサービスの提供も行っていきます。

③ 乳幼児連れ利用者、障がい者、高齢者等への配慮

ちびっこ広場や噴水広場など、乳幼児が多く遊ぶ場所では、安全確認や障害物の除去を徹底します。また、車椅子利用者や高齢者、乳幼児連れの方が公園を利用しやすいよう「バリアフリーマップ」を策定し、情報提供していきます。

④ 地域との連携による公園づくりの推進

公園の管理運営においては、地域の一員として、地域との関わりや連携、更には、本公園が地域の活性化に役立つことも大変重要です。そこで、地域住民や地域で活動する団体との連携・協働により、地域に信頼される公園づくりを推進します。



海浜車いすの貸し出し



噴水池のぬめり取り
(直営清掃)

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。また既に策定しているバリアフリーマップについては、必要に応じて改訂を行います。

イ 環境に配慮した管理運営

公園は、人々に豊かな緑や景観、自然との触れ合いを提供する場でもあります。そこで、湘南海岸にふさわしい樹木や草花を生かして、子や孫の世代を見据えた植栽管理を行い、緑の環境づくりを推進していきます。

また、本公園の後背地は住宅地となっていることから、地域の住環境を守るため、松林や海浜植物、竹柵等による飛砂防止機能を十分発揮できるよう、維持管理を徹底していきます。

更には、環境負荷の軽減や資源循環にも配慮し、利用者にごみの持ち帰りや分別を呼びかけ、ごみの減量化を図るとともに、植物管理で発生する草の堆肥化や剪定枝の再資源化を行うなど、SDGs(持続可能な開発目標)にも積極的に取り組みます。



再資源工場への
直接持ち込み



ハマヒルガオ群落地

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

2 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

指定管理業務では民間活用による柔軟な発想や管理運営の効率化により、サービス向上や経費節減などを図ることが期待されています。公園の利用者対応や安全管理、管理運営の根幹となる日常的な維持運営業務については直営で行いますが、警備や清掃、植物管理等の一部業務については、専門業者に委託することにより、より効果的、効果的な対応を行います。

委託に当たっては、委託する業務内容を明確に示すとともに、業務委託報告書と現地確認等の実施により、確実な履行を確保します。

また、公園を熟知した直営修繕チームによる迅速できめ細やかな小破修繕の実施、自社重機を使った堆砂除去、園内で出た草や発生材の処分場への直接持ち込みの実施等の経費節減を図ったうえで、当社他施設との一括委託による入札や、単価契約等の工夫を行います。

委託を予定する業務
・ 自家用電気工作物点検や消防設備点検などの法定点検業務
・ 警備や清掃、植物管理等のうち技術を必要とする業務
・ 高所や閉所など危険が伴う業務 など

ア 委託先の選定方法

弊社では3期16年にわたって指定管理業務を受託し、その間、県等の入札制度を参考にして独自の入札制度を構築し、必要に応じて改正も行ってきました。現在は、「指名業者選定委員会設置要綱」「業務委託要綱」「建設工事契約要綱」等の社内規程に基づき、公平公正に委託先の選定を行っています。

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

イ 県内（地域）企業への委託の考え方

① 地域の実情を踏まえた地域企業等との連携による業務遂行体制

委託業務の実施に当たっては、湘南海岸の特性や季節に応じた状況をよく把握した地域企業等を選択することが有効であると考えています。また、緊急時に備え、周辺地域に立地する企業も含めて日頃から良好な関係を構築しておくことは大変重要です。県内(地域)企業への委託は、地域経済の活性化の視点からも必要不可欠であり、今後も連携を継続的に推進してまいります。



自動ドア定期点検



シャッター定期点検

② 地域企業への委託実績

管理項目・内容	地域企業	入札	委託の状況
植物管理 (高木剪定、中低木刈込等)	○	—	湘南海岸の特徴である海からの強風による飛砂、潮風の影響をよく把握対応している。
建物・工作物管理 (警備、清掃、電気・水道等)	○	一部 ○	顕在化しにくい塩害等についても迅速かつ正確な対応ができています。
小破修繕、維持管理	○	—	複数社の見積を取り実施。周辺地域に立地する企業も含めて日頃から良好な関係を構築し、緊急時にも即応できる業者を選定している。

③ 令和元年度地域別の発注実績

業者場所	発注件数	発注内容
藤沢市内	7件	<ul style="list-style-type: none"> 警備業務 サーフビレッジ空調設備保守点検業務 サーフビレッジ機械警備業務 等
県内（藤沢市以外）	11件	<ul style="list-style-type: none"> 清掃業務 シャッター保守点検業務 サーフビレッジ電気設備保守点検業務 等
県外	2件	<ul style="list-style-type: none"> 遊具点検業務 公園管理システム運用業務

※令和元年度業務委託実績表による



現場にて作業指示



電気設備保守点検

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

3 「施設の維持管理」

(1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

本公園は海に面した厳しい自然環境下にあるため、強風や塩害、大量の砂などに常に晒されています。また、海岸利用者を含め年間200万人もの多くの方々が、トイレなどの公園施設を利用することから、日々の清掃や安全点検などを徹底する必要があります。そのため、これまで培ってきた知識と経験、更には柔軟な発想とともに、修繕や維持作業等を担う社員の視点も活用して、日々の維持管理の質の向上に努めてまいります。

(2) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

法定点検や専門性の高い定期点検は、適切な専門業者を選定して実施します。また、日常巡視や点検の強化と小破修繕の迅速対応で、事故防止や死角の排除を行い、施設・設備の長寿命化を図り、快適で安全安心な環境を創出します。

【管理基準を上回る対応や工夫】

ア 公園施設の小破修繕対応 **上回る対応**

小破修繕については、管理基準では「日常点検により、安全上問題のある破損箇所が見つかった時」となっていますが、破損や動作不良の発生前の処置を心掛け、被害の拡大や修繕経費増大を防ぎます。また直営修繕チームは、保有している技術と資格により高度な修繕も可能であり、迅速できめ細やかな小破修繕を実施することにより、施設の延命化に寄与します。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

イ 倒壊や劣化した竹柵への対応 **工夫**

度重なる台風等の強風や、経年劣化で倒壊等をした竹柵は更新していますが、竹柵製造者の減少、県域を超える大規模な台風被害のため竹柵入手が困難化しています。そこで防砂ネットを代用品として選定、設置方法を工夫して防砂機能を維持しつつ景観を損なわない対応を行うことができました。また、元々竹柵を設置していたところでも、防砂機能を果たさない場所については、撤去し眺望の確保と日当たり、風通しを良くし植栽の防砂機能向上に努めました。引き続き、柔軟な対応をしていきます。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。なお、必要に応じて防砂ネットを設置します。

(3) 清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針

本公園をいつでも快適で安心安全に利用していただけるよう、管理基準を上回る対応や工夫をこらした対応を行うことで、公園利用者に行き届いたサービスの提供を継続して行います。

【管理基準を上回る対応や工夫】

ア トイレの 365 日清掃 **上回る対応**

本公園は年間約 200 万人が訪れる公園のため、多いトイレでは一日約 2,600 人の利用者があり、海岸利用者の砂による床の汚れやゴミの投棄など、常に汚れ等に直面しています。このため弊社では、管理基準 236 日のところ 365 日のトイレ清掃の実施と、毎日の職員巡回時にゴミの片づけや清掃を実施して、清潔なトイレの維持管理に努めており、継続して実施していきます。

令和 6 年度実施内容

計画のとおり実施します。

イ 特別清掃の実施 **上回る対応**

管理基準は設けられていませんが、塩の付着などのため外壁や天窓の汚れも深刻である一方、日々の清掃では対応が難しいため、高圧洗浄を併用したトイレの特別清掃を実施し、清潔なトイレを利用者に提供していきます。



高圧洗浄による壁面等清掃

令和 6 年度実施内容

計画のとおり実施します。なお、作業については下半期に実施します。

ウ 繁閑期の柔軟なゴミ回収の実施 **工夫**

管理基準では定期処理については「週3回」ですが、繁閑期のゴミの状況を熟知していることから、繁閑期に応じたゴミ回収の頻度を設定し実施します。繁忙期にはほぼ毎日まで頻度を高め、清潔で快適な公園環境の維持に努めます。

令和 6 年度実施内容

計画のとおり実施します。

エ 迅速、効率化のための機械化 **工夫**

管理基準では、園内各所の通行や排水設備機能の障害となる堆砂の除去について「支障がある場合に実施する」とされていますが、大量の砂が広範囲に積もるため人力除去や業者委託除去では、相当の時間や費用がかかります。そこで迅速、効率化を図るため自社で堆砂を除去する重機を保有しており、強風後の堆砂除去等、速やかに対応します。

乗用草刈機やパッカー車、小型コンボ等での作業効率化、駐車場の自動精算機の導入による無人化等の取組を行っており、今後も業務の効率化を図ります。また必要に

応じて機械のレンタル対応を行い、作業の効率化と経費の節減の両立を図っていきます。



小型ユンボによる
高木地の灌木整理



歩行型耕運機による
地拵え

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

オ 海岸利用者や管理エリア外への対応 **上回る対応**

管理基準は設けられていませんが、海岸での置き引き被害の注意喚起や被害者への対応、サーファーなどのケガや生死に関わる緊急時対応、更には車いす利用者が波打ち際に行く支援など、身の安全や緊急時対応、更には手助けを必要とする方への支援や、国道の歩道手すり破損発見時の応急修理など、管理区域外であっても、これまで培った知識と経験を活かして対応して行きます。

〔具体的な対応〕

- ・ 海岸護岸での置き引き被害、トビ・カラス被害を防ぐ注意喚起
- ・ 海岸護岸通路へのバイク進入禁止の対応
- ・ 車いす利用者が波と遊べる支援
- ・ 雷発生時の注意喚起
- ・ 津波警報発令時や台風接近の場合の避難誘導
- ・ 水難事故の際の救助活動や海岸利用者の怪我や事故に対する救護支援
- ・ 護岸道路の通行に支障を来すほどの多量になった際の堆砂除去
- ・ 海岸利用者への貴重品ロッカー等の貸し出し
- ・ その他海岸利用者の要望への対応（応急手当、現金両替等）
- ・ 管理エリア外である国道134号線歩道の清掃、歩道沿いの手すりの破損等不具合があった場合の仮措置やその所管機関への連絡調整 など



貴重品ロッカー



荒天時の利用者への呼びかけ

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

カ 警備員による巡回誘導警備 **上回る対応**

本公園は閉鎖型の公園ではないため、散歩や海岸利用等で早朝から夜遅くまで多くの利用者が利用する公園です。職員がいない夜間に焚火や器物損壊などの事件も発生しています。利用者の安全安心に応えるため、弊社では夜間警備巡回を管理基準では夏季62日、年末年始6日の計68日のところ365日実施します。また、繁忙期を中心に昼間も警備員を巡回させ、犯罪の抑制や、スケートボードなどの禁止行為の注意等を実施します。

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

キ 防犯カメラ、防犯スピーカーの活用 **工夫**

管理基準は設けられていませんが、サーフビレッジや石の広場、多目的広場などに、弊社が独自に提案し設置した防犯カメラや防犯スピーカーを活用することで、犯罪の未然防止や利用指導などに効果がありました。今後も防犯カメラ・防犯スピーカーを活用していきます。

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

(4) 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針

本公園は海岸に面しているため植物の生育には大変厳しい公園ですが、住宅地に隣接しているため、松などの樹木は強風時の防砂林や防風林の役割も担っています。また、引地川河口に接続する水路の両岸はヨシが生育する草地になっています。更に海が臨める南側の広い芝生広場は憩いの場や運動など様々な利用に供されています。このため、樹木や植物の維持管理に当たっては、5年間の目線ではなく、子や孫の世代を見据えた、長期的視点に立った維持管理に努めていきます。

項目	実施方針
樹木地の管理	都市部にある公園であり樹林は貴重な緑であるとともに、防砂林や防風林の役割を担っていますが、樹高が高くなるに伴い苦情等も多くなっています。適正な維持管理と苦情等に対応するために、社員もチェーンソーの機械操作などの安全講習を受講して、剪定等を行います。
草地の管理	草地の中央部を流れる水路の両側にはヨシが生育しています。一方で、小魚を取りに入ってしまう子どもが、草で水路が見えず転落する恐れもあるため、危険防止の観点から適切に草を刈ります。

項目	実施方針
樹木の植物管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地や歩道に近い樹木は低くし、離れた樹木は防砂林や防風林の役割を持たせます。 ・低い樹木の剪定間伐は、社員が機械等の操作資格を取得し、更には弊社で整備した[]を元に、現地研修を行って実施します。 ・高い樹木の剪定（ヤシの葉の伐採含む）は、専門業者に委託します。 ・松を長く育成させるため、林地の落葉かきを実施します。
芝生の植物管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・海に面した芝生広場は5か所に分かれていますので、それぞれの特徴を活かして魅力化を図り、芝刈りに当たっては機械を導入して基準以上に行います。 ・古い竹柵を撤去して、広い眺望のある芝生広場の創出を引き続き行っていきます。 ・眺望の良い丘に、ベンチ等を引き続き設置します。 ・乗用型草刈機、パッカー車等の活用を行います。
草花の植物管理業務	<p>これまで様々な草花の育成を試み、更には県農業振興課・県農業技術センターと3年間連携して探ってきました。しかし強い潮風のため参考となる草花は見つけれませんでした。独自に試みた[]は適する栽培地を確立しました。今後は春から夏にかけての草花の確立をしていきます。</p>

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

【管理基準を上回る対応や工夫】

ア ヤシの育成管理 上回る対応

海岸に面している本公園にとって、ヤシは高揚感を味あわせてくれる象徴的なものですが、一方葉が重く人に当たると危険なため、枯葉の伐採は必要な対応です。管理基準では枯葉の伐採の対象本数は14本ですが、景観上、管理上必要と判断した28本について枯葉の伐採を行います。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。1本枯死により伐採したため、27本を対象とします。

イ 松の育成管理 上回る対応

本公園の松は湘南海岸公園の重要な景観であり、また後背地の住宅地への飛砂防止の役割を担っています。松林管理については、管理基準では「軽剪定を中心に実施」、枯損木処理に関しては捕植の明記はありませんが、子や孫の世代を見据えた松の移植や剪定・間伐、富栄養化防止のための松葉かきを行い、松の適正管理を行って

おり、今後も継続して実施します。年間作業においては、松の枝や幹が上に伸び過ぎない等、維持管理のしやすさに留意したうえで剪定等を適期に実施し、支障となる枯れ枝、不要な枝を除去します。枯損木に代わる補植は、藤沢土木事務所の協力を得て実施します。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

ウ 芝生の育成管理 **上回る対応**

海岸に面しているため、芝生の成長も塩や砂の影響を受ける厳しい環境下にあります。一方雑草は塩や砂にも強く日当たりも良いため大変伸びやすく、芝生のために除草は重要です。このため、その他園内芝生地での機械芝刈りについては、管理基準では「年2回」ですが、繁茂しやすい場所は柔軟に回数を増やします。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

エ 花壇の育成管理 **上回る対応**

これまでも利用者の多い広場や園路脇の花壇やプランター等にスイセン、シバザクラ、チューリップなどの植栽を行い、「花のある公園づくり」に取り組んできました。管理基準では、花壇管理は「噴水広場周辺等の園内一円、植替で2回/年」ですが、利用者の多い広場や園路脇の花壇、プランターへの植付けを行います。本公園の特性上、強風に伴う塩や砂の付着による枯損や生育不良などの困難がありますが、今後も海岸に適した植物の検討を行い、魅力のある花修景の創出に努めます。



芝生の育成



海浜植物植樹

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

<付属書類>

年間維持管理計画表

4 「利用促進のための取組」

(1) 公園の特性や利用状況(繁忙期・閑散期等)、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等(有料施設は除く)

本公園は湘南海岸に面し、東に江の島、南に伊豆大島、西に伊豆半島から箱根、富士山、丹沢を望むなど、優れた眺望に恵まれ、公園内や海岸沿いで潮風を感じながら、ランニングやウォーキング、ヨガなどを楽しむことで、爽快感を満喫することができます。また、海岸ではサーフィンやビーチバレーなどのマリンスポーツ、ビーチスポーツが盛んであり、海を眺めながらゆったりと過ごす時間も心地良いものです。

本公園の繁忙期は、夏季の海水浴シーズンですが、冬でも天気の良いれば温暖で、年間を通じて多くの方々が訪れ、そうした時間を楽しんでおられます。

また、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践が求められている中、本公園の解放感あふれる空間で、密を避けながらアウトドアスポーツ・レジャーを楽しむことや、屋外での食事は、人々の健康志向の高まりとも合わせ、これからの時代のニーズにマッチした本公園の楽しみ方と考えます。

弊社では、このような公園の特性や社会状況を踏まえながら、本公園の魅力を高め、快適で安全安心に過ごしていただけるよう、引き続き工夫を凝らして、事業展開をしてまいります。

ア 新たな対策の工夫と拡大

トビにより利用者が食べ物を取られ、手や顔にけがをする被害が多発しており、その課題を解消するため、トビが羽を傷めることを恐れる特性を使い、糸を張り巡らせたトビ対策ポールの試行を行ったところ効果が実証されました。必要に応じてエリアを拡大していきます。

また、犬のフンを捨てられた場所に持ち帰りを呼びかける表示を行う対策を実施していますが、その対策を継続して実施していきます。



トビ対策糸張りポールの設置



犬のフン対策(表示)

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。トビ対策糸張りポールの対策エリア拡大については、令和4年度までに5箇所を設置を行いました。引き続き、利用者の利用状況を見ながら対応します。

イ イベント4本柱の継続・活性化による賑わいづくり

本公園の特色を生かしたイベントによる利用促進策として、1期から実施している「鵜沼ハワイアンフェスティバル」、2期から実施している「湘南海岸公園まつり」、「ビーチヨガ」、3期から実施している「月例イベント」を継続します。

① 令和元年度主催イベント実績

イベント名	開催月	参加人数
ビーチヨガ教室	5～7月 9～12月	192
スタンプラリー	4月	94
ハワイアンフェスティバル	5月	4,500
七夕飾り（展示）	6～7月	78
夏を楽しもう！in 県立湘南海岸公園	7月	76
クラフト教室（オーナメント作り）	8月	7
ニュースポーツを楽しもう	9月	75
湘南海岸公園まつり	10月	8,000
クイズラリー	11月	79
クラフト教室（リース作り）	12月	4
クラフト教室（門松作り）	12月	10
写真等展示	通年	—

② 令和元年度協カイベント実績

イベント名	開催月	参加人数
ビーチバレージャパン （多目的ホール等施設）	8月	879
ビーチスポーツ各種 （多目的ホール等施設）	通年	67,500
湘南国際マラソン （緑陰広場駐車場、園内トイレ）	12月	22,000
湘南藤沢市民マラソン （緑陰広場駐車場、園内トイレ）	1月	6,615

令和6年度実施内容

次のとおり主催イベントを実施します。

イベント名	開催月	予定参加人数
無料ビーチヨガ教室	4～12月	200名
ビーチワークアウト	毎月	120名
こどもの日こいのぼりバッジ	5月	50名
Instagram フォトコンテスト	5月～8月	200名
ハワイアンフェスティバル	5月	4,500名
Tシャツ作り	5月	50名
利用者用七夕笹竹の設置	6～7月	100名
モザイクタイルプランター作り	6月	10名
万華鏡を作ってみよう！	7月	15名
段ボール水族館作り	8月	15名
ランニング教室	9月	30名
湘南海岸公園まつり	10月	8,000名
ハロウィンスタンプラリー	10月	400名
ニュースポーツを楽しもう！	11月	50名
犬のしつけ教室	11月	30名
クリスマス飾り作り	12月	15名
正月飾り（しめ縄飾り等）作り	12月	15名
クラフト作品展示	1～3月	—
クラフト春休み特別体験会	3月	15名
写真等展示	通年	—

参加料の考え方

○クラフト教室：材料費として300円～1,000円程度を想定

○スポーツ等園内イベント：講師人件費や材料費として300～1,000円程度を想定

なお、クラゲ広場等で通年開催される市観光協会公認大道芸について、地域イベントとして協力します。また、ウォーキングイベントやマルシェなど地域振興に貢献する内容であれば、状況により協力していきます。

ウ 更なる公園の魅力化

① 眺望を生かした新たな公園魅力の創出

本公園は、関東富士見百景に選ばれており、自慢の景色です。利用者から景観が良いというアンケート結果を受け、ゆっくり眺望を楽しんでいただきたいとの思いで、ベンチの設置及び移設を行いました。

今後、眺望の良い場所に江の島や富士山、大島、箱根山系を映した新たな眺望案内盤を設置し、公園の魅力を高めていきます。

② 日差し対策

「屋外に屋根のある場所が少なく日陰が欲しい」とのアンケート結果から、パーゴラ上部に竹柵を設置し、日陰を作る取組を行っており、継続して実施します。

また、芝生広場等でのニーズもあることから、日差し対策用テントの有料貸し出しを新たな自主事業として実施します。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。なお、テントの貸し出しは令和4年度から実施済み。また、眺望案内盤は令和4年度に設置済みです。なお、眺望の良い場所へのベンチの設置は状況に応じ増設します。

(2) 有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

ア 条例別表第5の有料公園施設

該当なし

イ 駐車場

緑陰広場駐車場

弊社が管理している近隣の他駐車場(西部駐車場、中部駐車場、中部バス駐車場、片瀬海岸地下駐車場、鵜沼海浜公園駐車場)と連携し、利用目的に応じた料金体系や営業時間を設定するなど、利便性の高い管理運営をします。緑陰広場駐車場は、時間を気にせずマリンスポーツ等を一日楽しみたい利用者にゆっくり過ごしていただけるよう、日単位の料金設定にしています。また、サーファーの方など早朝からの利用ニーズに応えるため、令和2年度からは年間を通して朝6時に開場しています。

①実施方針

- ・ 弊社直営管理（自動精算機を導入し無人対応を実施）
- ・ 管理事務所直通電話を設置し、両替やトラブル発生時に職員が即時対応
- ・ 職員不在時には
- ・ 機器保守点検は専門業者へ委託
- ・ 国道134号線の渋滞緩和策として、周辺の12か所の大型駐車場の満空情報（空き台数情報）をwebで提供し車両の分散化を図る

②営業時間

期間	営業時間	入庫ストップ
7月、8月以外	6:00~17:30	16:00
7月、8月の全日	6:00~18:30	17:00

③料金

営業期間		駐車時間	金額(円)
7月、8月	全日	1日	2,100
		15時以降入庫	1,000
4~6月、9月	平日	1日	1,100
		15時以降入庫	500
	土・日・祝	1日	1,600
		15時以降入庫	500
上記以外の期間	全日	1日	1,100
		15時以降入庫	500

※1 料金は前払い1回制料金

※2 障がい者手帳等の提示及び神奈川県EV・FCV認定カードへの割引制度あり。

④実績

令和元年度	合計	
台数		台
売上		円

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

ウ 自動販売機

利用者のニーズに合わせて、サーブビレッジ内にアイスの自動販売機の設置や、人気商品のある自動販売機への見直し、自動販売機のないエリアへの新設等を行いました。今後も、利用者のニーズを捉え、随時見直していきます。

また、一部の自動販売機は車いす利用者に配慮したものとなっており、他の自動販売機の機器更新等の際に増設を検討します。

①実施方針

- ・ 業者による委託販売（手数料を徴収）
- ・ 機器トラブルに対し弊社が一時対応
- ・ 機器の保守点検は業者が対応
- ・ 利用者のニーズに合致した機器選びを継続的に見直し

②令和元年度実績

種類	設置台数	販売実績	
	(台)	(本・個)	(円)
清涼飲料	8		
アイス	1		
パン・菓子	1		
	10		

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。令和3年度に菓子の自動販売機を更新しましたが、今後もニーズに合致する自動販売機選びを継続します。

(3) 多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

公園施設や海岸、周辺地域の情報が多くの方に届くよう、SNSなど多様な手段で発信しています。発信に当たっては、広報する時期や手段、利用者が利用施設を探している週末など、媒体がその利用者層に適切に届くのかなどに留意をして行っています。

ア 広報・情報発信の工夫

① 多様な媒体による広報

発信する情報が様々な方に届くよう、常に多様な媒体（WEB、ポスター掲示、チラシ、バリアフリーマップ、ハザードマップ、県や市の広報、媒体取材等）による情報発信に努めます。また公園の英語版ホームページの運用や、公園パンフレットでは日本語含め5か国語による情報提供を継続して行い、幅広く周知していきます。

② 情報発信の頻度の増加

SNS（インスタグラム）により、タイムリーな情報を発信しており、公園に興味を持っている利用者が最新情報をチェックしています。更新の頻度を高め、学校等が遠足等で公園を利用しやすいよう昼食場所として利用可能な広場や日よけ場所、雨天時に利用できる施設等の園内情報や花、富士山等の眺望などを写真入りで紹介し、情報提供を充実させます。

③ 団体との連携による広報の強化

・ （公社）藤沢市観光協会

テレビ、映画等は PR 効果があることから、本公園内や隣接した海岸での藤沢市フィルムコミッション活動に対し、他団体と場所や時間が重複しないよう調整する等の協力を行ってきました。今後も引き続き協力を通し、本公園の PR を行ってまいります。

・ 新江ノ島水族館

新江ノ島水族館でのイベント情報をサーフビレッジにポスター掲示やチラシ配架し、公園に再度来園してもらえるよう周知してきました。今後も引き続き協力を通し、本公園の PR を行ってまいります。

・ （公財）藤沢市みらい創造財団

ビーチスポーツの大会等を PR するため、SNS 等を利用し新規の来園者を喚起してきました。今後も協力を通し、本公園の PR を行ってまいります。

・ 藤沢市

藤沢市では、年に数回、観光客の誘致を目的とした「観光キャラバン」を実施しています。圏央道の開通によってアクセスがスムーズになった北関東等を対象としており、弊社も自社の管理施設である本公園等を PR するチラシを持参し、新聞社やテレビ局、旅行会社での宣伝活動、駅頭での観光キャンペーンへの参加・協力を通じ、当公園の PR を行いました。今後も引き続き参加や協力を通し、本公園の PR を行ってまいります。

④ 鉄道駅でのイベント情報の提供

湘南海岸公園まつりなど本公園で開催する大型イベントについては、周辺の駅にポスターを掲示していただくなど、鉄道事業者の協力も得ながら広報活動を行っており、今後もより多くの集客を図っていきます。



テレビ撮影
(在京テレビ局)



新江ノ島水族館
イベントポスター



駅張りポスター
(鵜沼海岸駅)

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

イ 指定期間中の年度ごとの公園利用者数の目標値

上記の取組や広報、PR活動により、各年度ともに年間目標利用者数 200 万人以上を設定し利用促進を図ります。

[年度ごとの目標利用者数]

令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
200 万人以上				

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

< 付属書類 >

駐車場事業計画 (該当施設がある場合)

5 「自主事業の内容等」

(1) 公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

本公園には、サーフィンなどのマリンスポーツ、ビーチバレーなどのビーチスポーツ、ランニングや散策など、アウトドアの活動を楽しむ方々が多く訪れます。これらの方々のニーズに対応したきめ細かいサービスを自主事業として提供していきます。

ア レストラン（カフェテリアなぎさ）

サーフビレッジ周辺で軽食をとれる施設は全て国道 134 号線の北側にあるため、サーフビレッジの中で、海を眺めながら手軽に飲食できる、低価格で利用しやすいレストラン営業を行います。

営業概要	内容
営業期間	定休日・サーフビレッジ休館日を除く通年営業 ※7月海の日以降～8月は無休
実施体制	専門業者へ委託
繁忙期の対応	従業員の増員、営業時間の延長等ニーズにあった柔軟な対応を実施
点検方法	事業計画書による収支計画や販売品目等の確認 毎月、営業報告書による営業状況確認
備考	雨天・荒天等臨時休業あり
令和元年度実績	利用者数 [] 人 手数料収入 [] 円

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

イ 温水シャワー

マリンスポーツ等海浜利用者やランナー等への利用者サービスとして、温水シャワー設備の運営をします。

営業概要	内容
料金	7、8月以外 300円/4分 7、8月 400円/4分
料金設定の考え方	近隣サーフショップ、海の家等と均衡を保った料金設定
実施体制	売上回収、保守、設備更新等、当社直営管理
令和元年度実績	利用者数 [] 人 収入 [] 円

令和6年度実施内容
設備の修繕等への活用を目的に夏季（7、8月）の利用料を400円とします。
7、8月以外は計画のとおり300円とします。

ウ アメニティ販売

海水や汗などを綺麗に流すため石鹸やシャワーを使いたい利用者に向け、リンスインシャンプー及びボディソープをセットで販売します。

営業概要	内容
料金	100 円/セット
料金設定の考え方	公の施設として相応の料金設定
実施体制	売上回収、保守、物品補充等、当社直営管理
令和元年度実績	販売数 ■■■ セット 収入 ■■■ 円

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

エ ロッカー

荷物用と貴重品用のコインロッカーを用意し、利用者が目的に合ったコインロッカーを選択できるよう、利便性を高めています。

営業概要	内容	
	ロッカー	貴重品ロッカー
料金	200 円/回	100 円/回
料金設定の考え方	近隣施設、海の家等と均衡を保った料金設定	
実施体制	売上回収、保守、設備更新等、当社直営管理	
令和元年度実績	利用者数 ■■■ 人 収入 ■■■ 円	利用者数 ■■■ 人 収入 ■■■ 円

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。必要に応じ更新します。

オ ドライヤー

シャワー利用者や、夏期の噴水稼働時に水遊びをした利用者が髪を乾かして帰宅できるようドライヤーを設置します。

営業概要	内容
料金	100 円/ 3 分
料金設定の考え方	公の施設として相応の料金設定
実施体制	売上回収、保守、設備更新等、当社直営管理
令和元年度実績	利用者数 ■■■ 人 収入 ■■■ 円

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

カ 物品販売（サンドソックス）

砂浜でビーチスポーツを楽しむ際、足の裏を砂の熱さから保護し、快適なプレーができるようサンドソックスを販売します。

営業概要	内容
点検方法	毎月、営業報告書による営業状況確認
令和元年度実績	販売数 [] 足 販売手数料収入* [] 円（ [] 円/足）

※令和2年度より、販売手数料収入 [] 円/足

令和6年度実施内容

令和4年度より、業務の効率化、利用者サービス向上の観点からカフェテリアなぎさでの販売を行っております。

キ テント貸し出し（新規）

アンケートでも要望の多い日差し対策として、新たに日差し対策用テントの貸し出しを行います。日陰の少ない本公園で、熱中症対策として活用いただき、サービスの向上を図ります。

営業概要	内容
料金	500 円
料金設定の考え方	近隣施設、海の家等と均衡を保った料金設定
実施体制	カフェテリアなぎさにて管理・貸出。更新は当社。

令和6年度実施内容

令和4年度より、業務の効率化、利用者サービス向上の観点からカフェテリアなぎさでの貸し出しを行っております。

<付属書類>

- ア レストラン等事業計画
- イ その他の施設の事業計画

6 「利用料金の設定・減免の考え方」

(1) 利用料金の設定（有料施設がある場合のみ）

本公園は該当施設なし

(2) 減免の考え方（有料施設がある場合のみ）

7 「利用者対応・サービス向上の取組」

(1) 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

すべての利用者に対して、笑顔での挨拶と丁寧な言葉遣いを基本として接します。

また、多くの来園者が訪れる公園として、利用者が安全安心に利用できるよう、危険行為や迷惑行為に対し職員全員が統一した姿勢で、公正・公平な立場、柔らかな対応で公園利用のルールの周知や遵守を図っていきます。

ア 接客や利用者との対話

① 笑顔での挨拶から始める対応

問いかけをする・される場合においても、挨拶は気持ちを緩和する言葉です。挨拶を用い、親しみやすい接客を行っていきます。

② 柔らかく丁寧な言葉使い

年齢、性別問わず丁寧な言葉を用い、相手に不快感を与えない対応をします。また、笑顔で、相手の立場に立ち、相手からの信頼を得られるよう、柔らかな態度を心がけます。

③ 迷っている人、困っている人への積極的な声掛け

困った様子の利用者には「何かお困りですか？」と積極的に声掛けします。

④ 情報の付加

利用者の欲している情報に対し、選択肢を広げるような提案をし、サービスの向上を図ります。

⑤ 指定管理区域外の情報提供

海岸の混雑状況や、公園周辺の主要観光施設のイベント等の情報を収集、回覧し情報提供に役立てます。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

イ 公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

① 利用者への助言

スケートボードには多目的広場やスケートパーク、犬の放し飼いには近隣のドッグラン等を紹介し、禁止の指導のみでなく代替案の提案や助言を行います。

② トラブル防止のための初期指導

観光地、海岸に近接した当公園には初めて利用する方も多くいます。中にはルールを知らずに禁止行為をする方もいるため、禁止行為であることを柔らかくお伝えしルール順守をお願いします。

③ 根気強い指導等

スケートボード、犬の放し飼い、園内での火気使用(バーベキュー)、二輪車の乗り入れなど、指導に従わない一部の利用者に対しては、根気よく指導を行い、迷惑行為の抑制を図ります。また、迷惑行為の多い場所には別途看板を設置し、禁止行為であることを明確にします。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

(2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

窓口やアンケート等での意見には公園の管理運営上のヒントが多分に含まれています。サービス向上や利用者満足度の向上のため、積極的に意見を収集します。また、収集した意見は県と十分な協議を行い、実現可能なものは費用軽減等創意工夫を凝らしながら実現を図ります。

ア 利用者ニーズ・苦情の把握

イベント時、利用者満足度調査時など様々なタイミングでのアンケート収集のほか、公園友の会での意見交換、巡回時や作業時の利用者とのコミュニケーションを通じ、小さな意見も漏らさず収集します。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

イ 利用者ニーズ・苦情の事業等への反映の仕組み

ニーズ、苦情に対しては、内容によって「即応できるもの」「一定期間の準備を要するもの」「県と協議が必要なもの」等に仕分け、それぞれのレベル帯の中で速やかな対応を図ります。また、対応内容も公平性、公共性を意識した対応を心がけます。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

(3) 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

本公園は観光地である江の島に近く、また夏期は海水浴等で年齢、性別、国籍等問わず様々な方が訪れることから、どのような方が来園しても快適に公園を過ごしていただけるよう、サービス提供に偏りのない、ユニバーサルサービスを意識した公園管理を行います。

ア 外国人への支援方針

園内散策のほか、観光やビーチバレー、サーフィンなどのスポーツ、園内記念碑への献花等様々な利用に対応するため、4言語の外国語パンフレットをHPや園内に配置しているほか、HPの英語版も作成し利用の一助としています。また、窓口では職員のスキルや、時にはスマートフォンのアプリ等でコミュニケーションを図り、親しみを持ってい

ただけるような対応を心がけます。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

イ 障がい者への支援方針

障がいを持った方が安心して公園を利用できるよう、手すりやスロープ、車いす対応等記したバリアフリーマップを作成し、園内各所やHPで確認できるようにしています。

また、海浜車いすを貸し出し、遠方から来た車いすの方が利用し大変喜ばれています。さらに、障がい者理解促進研修を受講し、障がい者のニーズを知り得た際は、窓口にはコミュニケーションボードや筆談ボードを用意するなどニーズや要望に対応できるよう努めます。



バリアフリーマップ



スロープの段差等の調査

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

ウ 高齢者への支援方針

市街地にある本公園は、高齢者にとっても安全に散歩や軽い運動ができる貴重な施設であることから、季節の草花を植えて来園の楽しみを増やしたり、眺望の良い場所にベンチを移設又は新設して、本公園の素晴らしい風景を楽しんだり、疲れたら座れるようにしています。今後もこうした取組を継続し、高齢者に優しい公園づくりを目指していきます。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

エ 乳幼児連れ利用者への支援方針

市街地にある本公園では乳幼児や小さな子供連れの利用者が、ちびっこ広場や噴水広場などを多く利用していますので、社員による毎日の安全確認とともに障害物等の除去を徹底しております。また、ベビーカーで安全に園内利用できるよう、スロープ等を記したバリアフリーマップを各所に掲示するとともに、乳幼児のいる女性が人目を気にせず安心して授乳ができるよう、サーフビレッジ内に簡易授乳室を設け、支援環境の整備を行っています。



噴水池のぬめり取り
(直営清掃)



簡易授乳室

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。なお、令和5年度は噴水の稼働日をゴールデンウィーク、5・6月の土日祝及び7月から9月中旬までの全日としていましたが、令和6年度は9月の利用状況を勘案し、同月の稼働日を土日祝に見直します。
また、県貸与の高圧洗浄機を活用し噴水池清掃を実施し事故を防ぎます。

(4) 神奈川県手話言語条例への対応

全社員を対象とした障がい者研修を毎年開催し、全員が手話の実技研修を行うとともに、窓口には聴覚障がい者用に筆談用具とコミュニケーションボードを用意し、聴覚障がい者の利便性向上に努めており、引き続き取り組んでいきます。



全社員を対象とした
手話研修の実施



コミュニケーションボード、
筆談ボードの導入



簡単な手話、指文字の
掲示による手話の普及

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

8 「日常の事故防止、緊急時の対応」

(1) 指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

本公園は塩害による設備の劣化速度が速く、また強風により堆積した砂による転倒など環境が要因の事故等の発生が懸念されます。

また、夏期を中心に多くの来園者が訪れることから、犯罪行為も多く発生し、その対応に追われるケースもあります。

これらの事態について、以下のとおり引き続き対応していきます。

ア 本公園の特性を考慮した対策

想定される事故や破損等	対策
塩害による施設の劣化	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の重耐塩塗装やステンレスなど耐塩性の高い素材での躯体等の施工 ・ベンチ等軽微なものの定期的な錆止め塗装や設備更新 ・必要に応じた設備の真水での洗い流し
死角や滑りやすい箇所等での事故	園内の死角等記したハザードマップを公園管理事務所やトイレ等に設置
厚く堆積した砂に車輪を取られたことによる転倒	自社重機による速やかな除去
割られて散乱したガラス瓶等による裸足の利用者の怪我	日々の巡回や休日の清掃巡回による除去
落雷、トンビ、離岸流等の海岸利用者を含む怪我・事故	館内や園内の掲示物、放送等を利用した周知



塩害による錆



強風による堆砂



割られたガラス瓶

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

イ 防犯の取組

① 置き引き、盗撮等の犯罪行為への貼紙や館内放送等による周知啓発

夏期を中心に多発する犯罪には貼紙やスピーカーによる放送で注意を促すほか、職員や委託の警備員による園内巡回を実施し犯罪の未然防止に努めます。

② 防犯カメラによる監視

本公園は東西に長く、目が行き届きにくいことから、監視カメラによる遠隔監視・スピーカーによる即時利用指導を行っております。犯罪抑止にも効果があることから、引き続き活用します。

③ 犯罪行為、迷惑行為に対する警察への相談と連携

警察署との日頃からの連携により、器物損壊や焚火、落書きなどの犯罪行為、スケートボードや園内でのバーベキューなどの迷惑行為に対しては、迷わず通報するよう助言を受けています。犯罪行為等により安全安心な公園が脅かされぬよう、引き続き警察と連携していきます。



監視カメラ画像の確認・提供



焚火被害の現場確認

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

ウ 施設の安全対策

① 安全点検に対応した巡回記録の活用

毎日実施する巡回は、維持管理基準書に定める事項のほか、[REDACTED]を独自に定め実施しています。今後も継続するとともに、新規の事案があれば必要に応じ変更します。

② 照度の確保や死角排除

一部樹林地においては、木が繁り暗い状態になること、また園路の際まで植栽が生えており、死角からの衝突事故等の恐れがあります。これらを解消するため、適正な間伐による照度の確保や、死角地の植栽の透かしや竹柵の撤去等を行い、安全安心な公園の維持を継続します。



剪定作業前の樹林



剪定作業後の樹林

③ 公園ハザードマップの公開

公園内の危険箇所を示す公園ハザードマップを作成し、サーフビレッジや駐車場窓口に掲示するほかWEBサイト上にも掲載します。特に、当日の作業箇所や立入禁止箇所、利用者の衝突事故やトビによる攻撃が予想される場所等、平常時の利用に潜む危険や不都合の可能性を明示し、利用者や地域住民に周知します。

④ 安全対策の研修等

遊具の安全点検研修や、市消防局協力の消防研修を実施します。また、朝礼等で、前日に発生した安全を脅かす事項の情報共有等を行い、社員の安全意識向上を図ります。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。また既に策定している公園ハザードマップについては、必要に応じて改定を行います。

(2) 樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

本公園の樹林地は防砂林や防風林の役割を担っていますが、成長とともに過密化した樹林地は太い木に育たず暗いため、ゴミ等の不法投棄や放火の恐れなどがあります。また巨木化した松では台風時に倒れたり枝が折れて落下するなどの恐れがあります。このため日々の巡回や台風が来る前の重点点検で、安全確認を徹底しているとともに、社員が間伐や下枝を落としたり、高い木の幹を途中から切ったり、折れそうな枝を切って落として、災害を未然に防いでいます。



樹林内に投棄されたゴミ



生育不良樹の間伐

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

(3) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む）

万一の事故、災害、不祥事、更には公園の安全管理の妨げとなる施設の破損等に備え、日頃から安全管理に努めていますが、発生や認知した場合には、利用者の救護や安全確保などに素早く対応するための対応方針の徹底と、危機管理体制を構築しております。

本公園は、外国人や養護施設の子どもたち、高齢者等も利用しており、更には年間を通して隣接する海岸での生死に関わる事故等にも対応しているため、事故等の発生や回避については、日々緊張感を持って対応していきます。

緊急時対応方針

- ・ 県民の安全を確保するため、神奈川県及び藤沢市の「地域防災計画」に準拠し、関係機関と連携しながら、緊急時にも迅速かつ適切に対応できる体制を構築します
- ・ 「災害時行動マニュアル」を活用し、マニュアルに沿った行動をします
- ・ 有事の際に迅速に対応できるよう「緊急時対応訓練」を実施し、救命救急や避難誘導等の対策行動について社員に徹底します

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。また既に策定している災害時行動マニュアルに基づき、部長指揮のもと、年度の早い時期に課員を対象に緊急時対応訓練を実施します。

ア 事故・不祥事等の緊急事態発生時の対応方針

① 初期対応

事故や災害が発生した場合は直ちに現場確認を行い、被害の有無及び被害程度を観察しつつ、負傷者等の発生の有無確認に努め、万一負傷者が出たときは、人命の安全・救護の優先措置行動を行います。負傷者へは、応急処置を行うとともに、消防及び警察へ通報し、必要があれば一部公園利用を制限する等の安全確保を実施します。事態が一定レベルまで収束後、藤沢土木事務所へ速やかに報告します。

不祥事については、その性質に応じ速やかに適切な対応を図り、事態収拾に努め、並行して藤沢土木事務所へ報告します。

② 基本的な対応方法

対応項目	対応方法
火災	地震や落雷等による火災が発生している場合、社員で構成する自衛消防隊員が初期消火に努めるとともに、消防機関への火災通報を行います。
地震、建物倒壊	地震による建物損壊が確認された場合は、当該損壊個所が人命に影響を与えることのないように接近禁止等必要な災害拡大防止対応措置を講じます。
台風、大雪等の災害	災害の発生する恐れがある場合（注意報・警報等の発令時を含む）は事前点検や施設の養生、資機材用意等による施設等安全確保措置をとります。
避難誘導	避難誘導を行う際は2名以上のスタッフによって行い、先頭と最後尾には必ずスタッフがつくことを原則とします。避難動線での段差やコーナーでは必ず注意喚起の声掛けを行い、落ち着いて行動するよう促します。
利用の制限	災害等により2次災害の発生が危惧される場合は、利用制限あるいは立入り制限、立入り禁止の措置を取ります。
勤務時間外の対応	勤務時間外や休日等に地震等の災害が発生した場合、社員は各自、テレビ等から速やかに情報収集に努めるとと

もに、災害対策本部からの緊急参集の要請があった場合は、自らの安全が確保され次第、直ちに参集します。

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

イ 安全管理の妨げとなりうる事案発生時の対応方針

① 各種訓練への参加

スポーツの国際大会や観光客を標的としたテロ対策訓練などに公園管理者として積極的に参加します。



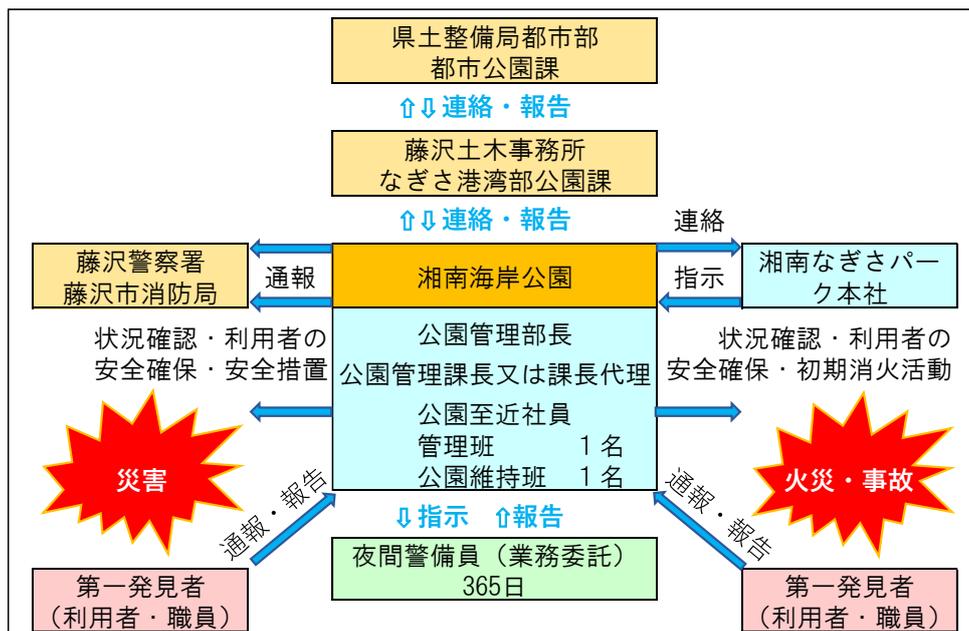
藤沢市及び周辺市町村合同のテロ対策訓練

② 警察との連携

盗撮や置き引き、職員への威嚇行為や泥酔者によるトラブル等が多く発生する本公園では警察との連携が重要であるため、引き続き連携に努めます。必要に応じ、園内の監視カメラ映像を提供し、事態の早期収束に協力します。

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

ウ 危機管理体制



令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

エ 緊急時等における外国人、障がい者、高齢者への個別対応

区分	災害等への対応	避難誘導等の周知方法
外国人	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォンアプリ等活用し、避難の必要性を説明し、避難を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の英語スキル スマートフォンの通訳アプリ コミュニケーションボード
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者理解促進研修等で学んだ内容を元に、障害に応じた対応を実施。原則、専門対応が可能な一時福祉避難場所（※）へ誘導。 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ 筆談ボード コミュニケーションボード
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 津波等、生命の危険がない場合一次福祉避難所への誘導。怪我等の場合は車椅子の貸し出しを行う。 津波等、生命の危険がある場合津波避難タワー等、命を守る場所への誘導（他利用者の協力も仰ぐ） 	<p>原則、一般利用者と同一。 ただし、ゆっくりはっきりとした口調、大きな字など配慮する。</p>

（※） 鵜沼市民センター

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

9 「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」

(1) 急病人等が生じた場合の対応

- ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等

救急救命士については、新規採用時において有資格者が居る場合は雇用に努めます。公園近接の藤沢消防署鶴沼出張所とはイベント届出や自衛消防訓練等で緊密な関係を構築しているため、引き続き良好な関係保持に努めます。

ア 救命救急講習の実施

職員やカフェテリア店員等施設関係者を中心とした自衛消防訓練を毎年実施し、AEDの使用方法等の講習を受けています。今後も継続実施し、全ての職員が応急救護の技術獲得に努めます。



施設関係者参加の AED 講習や消火設備の使用方法等の講習

令和 6 年度実施内容

計画のとおり実施します。

イ ライフセービング団体との協力体制

サーフビレッジ使用団体であるサーフ 90 藤沢ライフセービングクラブ、日本ライフセービング協会は講習やライフセービング活動で土日祝中心に常在しています。軽微なケガから重篤な症状まで幅広く対応できることから、有事の際は互いに声掛けを行い、弊社職員も AED を持って現場に急行したり、救急車要請や誘導などの支援を実施し、救命活動の一助となっていることから、今後も継続します。

令和 6 年度実施内容

計画のとおり実施します。

(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

新型コロナウイルスの感染状況が変化する中で、適度な運動等によるストレス解消など、公園の役割を最大限に発揮できるよう、職員の感染対策実施のもと利用者が感染しないよう密にならない対応や、掲示による周知など対応を行ってまいりました。

今後も県と連携を図りながら、次の対応を取ることにより、感染対策を講じながら多くの方に公園を安心して利用いただける環境づくりに努めてまいります。

[具体的な対応]

サーフビレッジ

- ・ 1、2階入口に手指消毒液の設置
- ・ 館内の蛇口など手の触れる場所の消毒
- ・ 多目的ホール利用時の感染防止策を兼ねた利用制限（人数、時間）
- ・ 展示ホールで密にならない対応を喚起する表示
- ・ 温水シャワー利用可能ブースの制限
- ・ 更衣室の密集防止のため、制限したシャワールームを更衣室化
- ・ 館内ベンチの間隔を空けての設置と距離を取るよう喚起する掲示
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の掲示物による利用者への注意喚起
- ・ 館内での職員のマスク着用と利用者のマスク着用の励行掲示
- ・ 管理事務所内の定期的な換気実施
- ・ 管理事務所窓口、職員デスク間、会議スペースへの衝立等の設置
- ・ アンケート用紙記入の際の使用前、使用後の明示による使いまわし防止
- ・ 「LINE コロナお知らせシステム」等公的な取り組み掲示による啓発

園内トイレ

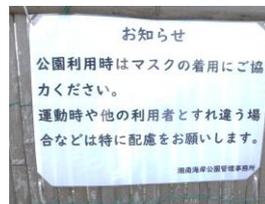
- ・ 蛇口など手の触れる場所などの消毒
- ・ 液体せっけんの設置

緑陰広場駐車場

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の掲示物による利用者への注意喚起



手指消毒液の設置



利用者へのお願い

令和6年度実施内容

令和5年5月に作成した新たな「感染防止対策取組書」に基づき感染対策を実施します。

10「災害への対応（事前、発生時）」

(1) 異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）

本公園は海岸に面しているため、異常気象時にはより強い暴風雨や厳しい日射、更には亡くなる方も出る落雷など、厳しい環境下にあるため、的確・迅速な施設の応急復旧や公園利用者・海岸利用者への情報提供が求められています。そのため迅速に動けるように対応方針の徹底と実践に努めています。

ア 異常気象時の対応方針

区分	対応方針			
	事前	初動	発生時	応急復旧時
大雨	浸水予測地の把握、排水溝清掃	土のう積み、通行禁止措置	必要に応じ土のう等の追加	ポンプ等使用した迅速復旧
暴風	飛散物の収納、養生	退園促進、建物内への避難勧告	建物内への避難警告	飛散、倒壊したものの処理
熱中症アラート	経口補水液や氷嚢等の準備	運動自粛、冷房の効いた場所への移動勧告	症状に応じた対応（休憩場所提供～救急車要請）	—
落雷	情報収集	放送等による注意喚起、建物内への避難勧告	放送等による注意警告	被害状況確認

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

イ 体制の整備

非常事態が予想される場合や県から指示があった場合には、職員の安全を確保したうえで夜間待機します。また、翌日早朝等にパトロールを行い、速やかに県に報告します。

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

ウ 異常気象情報の周知等

① 情報の収集方法

テレビやラジオのほか、スマートフォンのアプリなどで情報収集を行います。特に突発的に起こるゲリラ豪雨や落雷は黒雲、冷たい風など発生の前兆を捉え、警戒します。

② 情報の発信方法

収集した情報は園内のスピーカーや必要に応じハンドスピーカーを用いて利用者に周知します。また、台風等、接近が事前に分かるものは本公園のHPやSNSを通じ、来園は控えるよう事前周知も図ります。

③ 訓練の実施

毎年実施する自衛消防訓練では、火災、津波、台風等各年度で想定を変えた訓練を実施し、消防署員からの講評を受けています。今後も様々な事態を想定した訓練を継続します。



役割を設定した訓練



消防署員からの講評

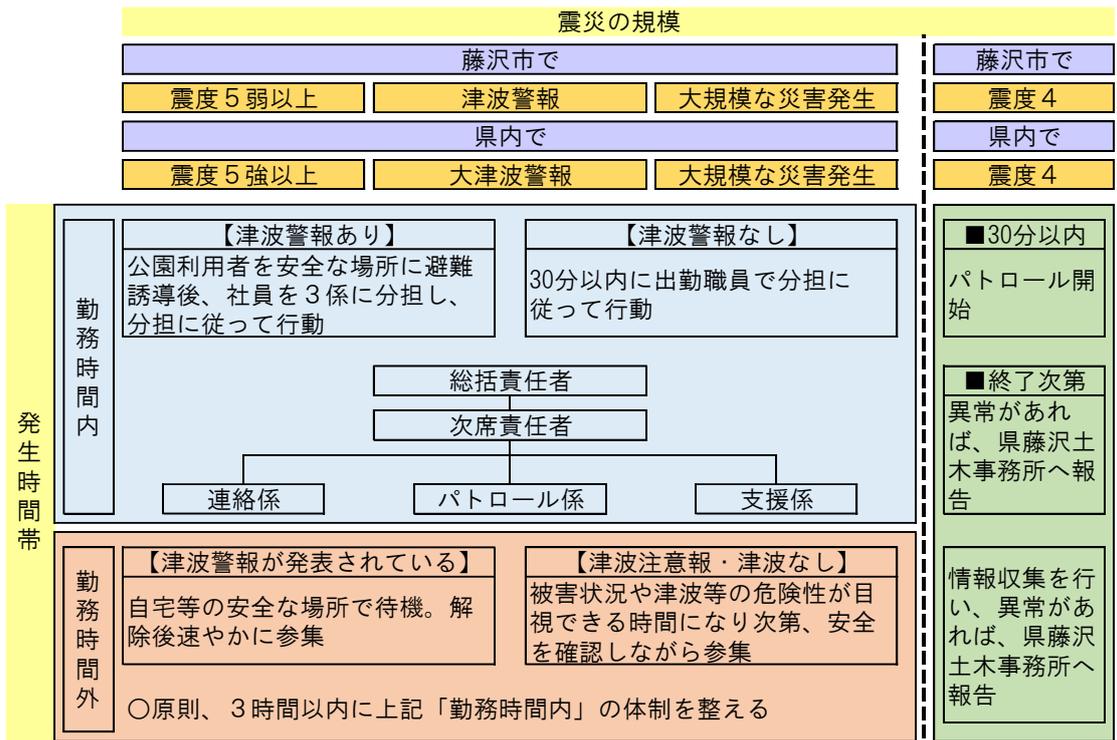
令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

(2) 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

東日本大震災時の経験をもとに、見直しを行った災害時行動マニュアルを用い有事に備えます。また、時間外においても速やかに参集できるよう、公園至近在住の職員配置に努めます。

〔初動時の体制〕



区分	主な業務
連絡係	情報の収集・報告
パトロール係	園内巡視、被害状況把握、緊急車両・利用者誘導、応急対策実施等
支援係	サービレッジでの建物点検、救護、物資の管理等

ア 藤沢市で震度 4 発生時

- ① 勤務時間内
 - ・地震発生後 30 分以内にパトロールを開始します。
 - ・パトロール終了次第、県藤沢土木事務所に報告します。
- ② 勤務時間外
 - ・被害があった場合は、県藤沢土木事務所へ速やかに報告します。

令和 6 年度実施内容
計画のとおり実施します。

イ 藤沢市で震度 5 弱以上もしくは県内で震度 5 強以上、大規模災害発生の場合

- ① 勤務時間内
 - ・30 分を目途に初動体制を藤沢土木事務所へ報告します。
 - ・津波警報以上が出た場合は、高台避難誘導後に初動体制を確保します。
- ② 勤務時間外
 - ・津波警報が発表されている場合は、自宅等の安全な場所で待機し、警報解除後速やかに参集します。
 - ・津波注意報や津波なしの場合は、被害状況や津波等の危険性が目視できる時間になり次第、安全を確認しながら参集します。
 - ・震災発生後、原則 3 時間以内に「勤務時間内」の体制を整備します。
 - ・津波警報以上が出た場合は高台避難誘導後に体制を確保します。

- ・初動体制の確立後、1時間以内を目途に要点検箇所への巡視を行い、被災状況等を把握し、県藤沢土木事務所へ報告します。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

(3) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方（地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等）

ア 地元自治体等との協力体制構築

藤沢市防災安全部危機管理課との年1回の合同津波避難訓練の実施や、市の一時避難場所であり、公園友の会の構成団体でもある鶴沼市民センターを含めた公園友の会の場などで、有事の際の行動について意識共有を図ります。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

イ 災害時対応力の向上

数名でも大規模災害発生時の対応ができるよう、毎日の朝礼時に、災害発生時の役割等を確認するとともに、合同津波避難訓練も含め年2回の避難訓練を行い、災害時への対応力向上に努めます。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

ウ 利用者への意識啓発

本公園において最も警戒すべき災害は津波で、海岸に近いことから、その到達も最も早い日頃のため日頃の心構えが必要となります。職員の意識向上はもちろんのこと、公園や海岸利用者が有事の際に対応できるよう、

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

エ 災害対応物品の用意等

有事の際に使用できるよう、ハンドスピーカー、懐中電灯、トランシーバー、発電機等のほか、管理事務所には職員用以外にも利用者用のライフジャケットを用意し、随時点検しています。また、停電時の商品購入、無償配布できる自動販売機も導入し、

飲料水の確保も図っています。



利用者用ライフジャケット



トランシーバー等の点検

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

11「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1) 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容

3期 16 年担ってきた指定管理の中で、地域や関係機関との日々のコミュニケーションの積み重ねにより、密接な協力体制が構築されています。今後もその協力体制の下、イベント開催や維持管理等を継続していきます。

ア ビーチスポーツや各種活動団体への協力と連携

日本ライフセービング協会をはじめ、ビーチスポーツやレクリエーション団体の活動に対しては、大会や技術講習会等の活動場所や広報等での協力、及びケガ人の救助や津波避難訓練などで、継続して連携します。

令和 6 年度実施内容

計画のとおり実施します。

イ 災害時に備えた自治体、地域との連携

地震発生時の津波対策のため、住民及び海水浴客の避難行動に焦点を当てた藤沢市の「津波避難等防災訓練」に合わせて、サーファー等の海岸利用者の避難訓練を継続して実施します。また地元消防団の訓練場所として営業をしていない夜間の緑陰広場駐車場を提供し、地域の防災への支援を継続します。

令和 6 年度実施内容

計画のとおり実施します。

ウ 湘南海岸公園友の会との連携による公園まつりの継続・発展

第1期の平成 20 年2月に設立した友の会は、利用者視点からの要望の発信窓口ともなっており、本会発案による「公園まつり」は毎年継続開催しています。今後も本会を積極的に支援し協働の取組による管理運営の発展に努めます。

令和 6 年度実施内容

計画のとおり実施します。

エ サーフビレッジ運営協議会との連携

ライフセービング活動の安全監視業務及び人材育成活動並びにビーチスポーツレクリエーション活動の支援を目的として運営協議会が設置されていますが、サーフビレッジの利用のあり方等で事務局として協力しており、当協力体制を維持し、今後も会員と連携を継続します。



津波避難等防災訓練



公園まつり
(ふれあい動物園)

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

(2) ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

対応が困難な課題に対して、ボランティア団体と連携や協働して積極的に課題解決に取り組んできております。引き続き連携等をしていきます。

ア ライフセービング団体との連携

海の安全を守るライフセービング団体とは、日頃から声を掛け合い、水難事故発生時には、連携して救護活動に当たるとともに、軽いケガ等に対しても連携して対応していきます。

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

イ 植物管理ボランティアとの協働

公園内の海浜植物の保護育成を協働で行うほか、弊社主催イベントでの活動披露の場を提供する等連携を図ります。

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

ウ NPO との連携による犬対策、野生猫対策

地元で活動するNPO 団体と連携し、犬のしつけ教室を開催するなどし、犬の放し飼いやフンの処理への対策を図っています。また、公園内に捨てられたり、無責任なエサやりで一気に増えた野生猫に対して、





ボランティア活動披露
の場提供（公園まつり）



犬のしつけ教室

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。犬のしつけ教室についてはNPO団体の解散に伴い、当社直営での実施を検討します。

(3) 周辺施設（他の公園、施設等）との交流・連携の内容

指定管理者として、他公園や周辺他施設との交流・連携の強化を図ることで、本公園の魅力を高め、利用者の満足度向上に努めます。また、本公園内の他社施設ともイベントの情報交換や広報での協力など、引き続き連携していきます。

ア 新江ノ島水族館との連携

本公園内の集客施設である新江ノ島水族館とは、公園や水族館のイベントでの集客増に繋がるようチラシの掲示などで連携しており、更には作業時間とショータイムの時間調整を図るなど公園利用者へのサービス向上を目指し、引き続き緊密な連携を図っていきます。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

イ 周辺駐車場との連携

弊社ホームページで、湘南海岸・江の島地域における12駐車場の満空情報(空き台数情報)を発信しております。また、弊社他駐車場と密接に連携し、

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

ウ スケートパークと連携したスケートボード対策

海風のテラスでのスケートボードは、他の公園利用者に危害を与える恐れがあり、また苦情に繋がることから、スケートボードを熟知したスケートパークの弊社職員と連携しスケートボードをしないよう粘り強く注意してまいりました。ハード面のゴムマットの敷設

等とともにスケートパークとの連携は一定の効果があったため、継続します。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。スケートパーク勤務経験者を配属し、経験等を元に対応を継続します。

エ 他の公園等との連携

公園パンフレットやイベント情報の掲示などの情報提供で連携するほか、他の公園の視察等により公園の魅力アップのヒントや維持管理の改善に役立てていきます。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

オ 地元自治体、関係団体、周辺地域との連携

これまで築いている良好で密接な関係を活用して、津波避難訓練やイベントなどで引き続き連携、協力していきます。藤沢市や鵜沼市民センター、地元商店街などに対しては、公園まつりなどのイベント実施の際に協力をお願いするほか、事故や災害等の発生時は、藤沢土木事務所を始めとして警察や消防署等と連携を密にして対応していきます。



満空情報



ゴムマットの敷設

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

(4) 地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業等は当公園の状況等に精通しており、迅速で効果あるノウハウなどを持っており、突発的な故障や台風による被災復旧などにその知識や技術が期待されます。このことから業務委託を行う場合には、引き続き地元企業等に優先して発注するとともに、

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

12「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

人員配置に当たっては、過去の指定管理期間で培った経験やノウハウを元に最小限の配置による最大限の効果発揮や、技術や知識の継承を途絶えさせないベテラン、新人のバランスの取れた人員配置を行い、更には、機械導入による無人化、効率化を図りながら、日々の業務を行っていきます。

ア 現地責任者（所長）の責務等

① 責務、役割

公園の責任者として、小さな子どもや障がいのある方でも安全して利用できる、魅力ある公園となるように維持管理の遂行に目配せするとともに、災害等を想定した安全安心への取組、更には指定管理期間だけの維持管理ではなく将来も見据えた維持管理など、見えないものも見据えて取り組んでいきます。

② 経歴

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。公園の責任者としての責務や役割を担うことのできる現地責任者を配置します。

イ 職員の役割分担

① 役割分担表

				[Redacted]	
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	

② 都市公園管理運営の専門知識（関係資格の保有等）や経験者の配置状況

- ・ 公園管理事務所長
アの②のとおり
- ・ 公園管理課課長代理（所長不在時の次席責任者）
[REDACTED]
- ・ スタッフ A（所長、課長代理不在時の次席責任者）
[REDACTED]

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。一人一人の職員が資格や能力を生かせる役割分担を行います。

ウ 県等との連絡調整体制

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

エ 関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

県の取組方針の情報等が正確かつ迅速的に把握できるように、更には現場の故障などの情報等が県藤沢土木事務所に正確に伝わり効率的に対応できるように、弊社本社幹部職員と公園管理部職員とは役割を分担して、主に本社は神奈川県庁、公園管理部は藤沢土木事務所に対応し、把握した情報等は迅速に共有化しています。なお、弊社間では休日夜間であっても、スムーズに連絡が取れるように連絡体制を構築しております。

また、藤沢土木事務所から示されている、事故等のレベルによる連絡である、①60分以内に連絡、②その日のうちに連絡、③月報で報告、のレベルを明記された区分表を事務室内に掲示して全員の共通認識とし、迅速な対応を行うとともに、弊社本社幹部社員にも同様に連絡しています。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

ア 委託時の取組

委託に当たっては、委託先の技術資格、許可等の要件を確認のうえ、仕様書の内容を反映した見積書を徴し、委託後の作業追加等による混乱を防ぎます。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

イ 作業中の管理

作業中は公園利用者の怪我防止方策はもちろんのこと、高所作業時のヘルメットの着用等、労働安全衛生法などの各法令の遵守について、巡回時等に適宜指導します。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

ウ 作業後の対応

作業完了後は現場確認による立会いを実施し、結果に不備がないかを確認します。また、作業報告書等を元に完了検査調書を作成・回覧し、複数の目で利用者の怪我等に繋がるような見落としがないかを確認します。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々のOJTや研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

ア 日々のOJTや研修等の人材育成体制

① 資格取得

公園管理運営士をはじめ、刈払機取扱者など維持管理に必要な資格、リース作り教室に役立つフラワーアレンジメント講師等の公園の魅力アップに繋げるための資格など様々な資格取得を図ります。また、社内に社員の資格取得助成に関する要綱を定めており、職務に関連する資格取得の費用負担等、資格取得がしやすい空気を醸成します。

○ 取得に努める資格

- ・公園管理運営士
- ・刈払機取扱者等の技能講習、特別教育 他

② 研修、他公園等の視察

弊社で職員研修として実施する障がい者理解促進研修のほか、内部・外部を問わず公園管理に役立つ研修には積極的に参加します。

また、類似した環境の公園や、利用者満足度の高い公園など積極的に他公園等を視察し、公園管理の質や利用者サービスの向上に努めます。

○ 受講する研修、視察等

必須受講

- ・障がい者理解促進研修
- ・遊具の日常点検講習

必要に応じ受講

- ・マナー・接客研修
- ・コンプライアンス研修
- ・他公園、フラワーセンター等の視察
- ・公園財団等の主催する最新の公園事例等の講習



公園管理運営士
登録証



遊具の日常点検講習



他公園の視察

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

イ 職員採用の状況

弊社では、熱意や誠実さ、協調性など人材重視の採用を行っており、年齢、性別、国籍、障がいの有無等を問わず、本人の資質や経歴などに基づき選考しています。

表 社員採用の状況（湘南海岸公園関係）

区分	年代（採用時）				計
	30代以下	40代	50代	60代以上	
平成27年度					
平成28年度					
平成29年度					
平成30年度					
令和元年度					
令和2年度					
計					

注 カッコ内は女性で内数

表 社員採用にあたっての選考方法・選考基準等

選考方法	面接による
選考基準	資格や実務経験、ポテンシャル等を総合的に評価
採用数	退職、異動等を勘案し、年間の採用計画に基づき決定
その他	災害発生時など緊急時の迅速な対応が求められるため、近隣在住の住民を中心に募集情報を提供

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

なお、直近の社員採用の状況（湘南海岸公園関係）は以下のとおりです。

必要に応じ、社員採用を行います。

区分	年代（採用時）				計
	30代以下	40代	50代	60代以上	
令和4年度	1 (0)				1 (0)

ウ チームワーク保持の取組

毎日実施する朝の打合せや毎月実施する部内会議、四半期ごとに植物や施設面の課題を話し合う公園維持会議などでの意見交換、苦情や意見の共有、数値目標の設定など全員が協力して課題や目標に向かい最善を尽くす体制を設けています。更には所長が頻繁に社員に声を掛け、悩みや問題などに細やかに対応するとともに、職責に応じた個々の裁量に業務を任せるなど、良好なチームワークの保持と円滑な業務進行に取り組んでいます。



年度初めの所長による訓示



月例部内会議

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

エ 労働時間短縮の取組

労働時間の短縮は、社員のワークライフバランスやこれによる健康な心身の確保、業務への取組意欲の向上や効率化、利用者サービスの向上等の効果が期待されます。そこで、社員数の適正配置や業務の計画的な執行などにより、労働時間の短縮に取り組んでいます。

また、社員は有給休暇も積極的に取得しています。

区分	時間外労働の1人当たり 月平均実績（実時間）	有給休暇取得状況 （常勤社員の年間実績）
平成27年		
平成28年		
平成29年		
平成30年		
令和元年		
令和2年		

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

オ 職場のハラスメント対策

職場でのハラスメントは、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することの妨げにもなります。社員にとって働きやすい職場環境づくりに向け、弊社の「セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止等に関する要綱」に基づき、ハラスメント防止を社員に徹底するとともに、相談対応者を常勤監査役と位置づけ、社内での相談しやすい環境づくりを行うなど、職場でのハラスメントの予防・解決に取り組みます。

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

[現地の職員配置計画]

湘南なぎさパーク本社

令和6年度実施内容
所長の下に課長代理1名、公園管理班6名、公園維持班6名、直営修繕チーム3名の配置計画を執ります。

13「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）

弊社は県、市及び民間により設立された第三セクターであることから、平成2年の設立当初より神奈川県内の諸規程に準拠した就業、及び給与規程等を整備するとともに、指定管理者や駐車場運営の経験を踏まえた社内諸規定を制定しており、法令及び規程の遵守と適正な運用を行っています。

ア 現状における団体の企業倫理・主な諸規程の整備状況

規程の種類	規程の名称	適用可能性	改正の要否
株式取扱規則	株式取扱規則	○	なし (対応済み)
組織規則等	取締役会規則	○	〃
	監査役会規則	○	〃
	組織及び職務分掌規程	○	〃
決裁規程	職務権限規程	○	〃
経理規程	経理規程	○	〃
	指名業者選定委員会設置要綱	○	〃
	業務委託要綱	○	〃
	建設工事契約要綱	○	〃
	物品等購入要綱	○	〃
就業規程	社員就業規程	○	〃
	社員給与規程	○	〃
	嘱託社員の雇用等に関する規程	○	〃
	専従社員の雇用等に関する規程	○	〃
	育児・介護休業規程	○	〃
文書管理規程	文書管理規程	○	〃
情報公開規程	情報公開規程	○	〃
個人情報保護規程	個人情報保護規程	○	〃
	特定個人情報保護規程	○	〃
その他 (コンプライアンス)	内部通報等に関する要綱	○	〃
	セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止等に関する要綱	○	〃
	経営会議設置要綱	○	〃
	パソコン管理要綱	○	〃
	社内監査実施要綱	○	〃
	社員定期健康診断実施要領	○	〃
	内部統制システム	○	〃
その他（駐車場管理）	駐車場管理規程	○	〃
その他（災害対策）	災害時対策要綱	○	〃
その他（災害対応）	災害時行動マニュアル	○	〃
その他（接客対応）	接客マニュアル	○	〃

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

イ 施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況

弊社は県・市等が出資の第三セクターとしての使命を自覚して、全社員が一体となって関係法令遵守に取り組むとともに、幹部社員から現場の社員まで教育訓練等を通してコンプライアンスの徹底を図っていきます。

① 施設設備の維持管理に関する主な法規

区分	対象
建築基準法	・敷地、構造、建築設備の定期検査 ・換気設備、排煙設備、非常用照明装置等の定期検査
電気事業法	・自家用電気工作物の定期点検及び年次点検
消防法	・消火設備、警報設備、避難設備等の作動点検及び総合点検
水道法	・貯水層の清掃、点検
ガス事業法	・消火機器の技術上の基準適合性の調査

② 法令遵守のための教育訓練等

教育訓練	内容
トップマネジメントの実践	法令遵守を基本とする経営方針や体制を記載した「内部統制システム」を取締役会で定めるとともに、社長より幹部社員に対して、定期的に企業倫理、法令遵守や適正な労務管理の徹底等について訓示を行い、法令遵守に対する意識を高めていきます。
社員に対する意識付け	部長が部内会議等の場で、定期的に、法令遵守の徹底について訓示を行っています。また、社外研修で、施設管理に必要な技術・法律等の知識を身につけさせ、法令遵守に対する意識を高めていきます。
風通しの良い職場づくり	法令遵守の徹底に当たっては、職場でのコミュニケーションが活性化し、社員が改善に向けて自由に話し合うことができ、課題や改善策を話し合う月例会議等を定期的で開催するなど、風通しのよい職場づくりを進めています。

③ 適正な労働環境の確保

社会保険労務士と顧問契約を締結し、適正な労務管理や規定整備に努めています。また、必要に応じて、社会保険労務士による労働条件審査の受検について検討します。社員数の適正配置や労働時間の短縮など、労働環境の確保に取り組んでいます。

◆時間外労働の1人当たり月平均実績（実時間）

平成 30 年	時間
令和 元年	時間
令和 2 年	時間

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

(2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

「神奈川県環境基本条例」「神奈川県地球温暖化対策推進条例」の理念と方針に従って、環境保全の取組を実施します。公園施設の維持管理における環境対策については、安全性、快適性、利便性に配慮しつつ、利用者に対しても環境への配慮について掲示等により啓蒙を図っています。

ア 省エネルギー・省資源

県と連携して「神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画」に基づくエネルギー管理に取り組みます。また省エネルギー対策としてサーフビレッジ内の照明について、利用者の利用状況を勘案した上で、電気をこまめに消すなどメリハリをつけた管理運営を行います。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

イ ごみ減量・リサイクルの推進

公園利用者が園外から持ち込んだゴミを園内に廃棄をせず各自で持ち帰るよう巡回時や看板での呼びかけ、利用者用ゴミ箱の撤去等、ゴミ減量に取り組んでいます。また、維持管理で発生する剪定枝葉は再資源化を行い、刈草は堆肥化しボランティア活動の資材や花壇管理など維持管理の資材として、松ぼっくりはクラフト教室の材料として園内で再活用しています。



休日後のゴミ捨て場の状況（ゴミ箱撤去前）

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

ウ 維持管理作業における環境配慮

① 農薬の使用

植栽等の病虫害防除は、発見次第捕殺や病巣部の剪定など、物理的方法による駆除を基本とし、薬剤を使用する場合も部分的散布により、薬品の使用を最小限に留めます。芝生地については原則として農薬を使用しない管理としています。

② 維持補修の考え方

施設維持管理においては、予防保全の考え方を原則として、こまめな小修繕による施設の長寿命化など、長期的な視点からの環境配慮を図っていきます。

③ 清掃時の取組

清掃は、洗剤やワックス、剥離剤などの使用は最小限に留めて廃液を増やさないなど、日頃から環境に配慮した業務を実施しています。清掃洗剤は中性洗剤を使用しています。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

エ 野鳥への配慮

トビが人間の食事の味を覚えぬよう、また公園利用者が安心して食事ができるよう糸を張ったトビ除けポールを設置し、棲み分けを図ります。また、衰弱した野鳥の保護については、管理区域外であっても、保健所等の指示に従い、必要に応じて迅速に対処します。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

オ 環境配慮型車両への減免措置

神奈川県 EV・FCV 認定カードの交付を受けた車両について、緑陰広場駐車場の利用料金を減額します。また当社が管理する他の駐車場においても同様の減額を行うことで、全社一丸となり環境負荷抑制を後押ししています。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

カ 社員や利用者への意識啓発

マイカーの利用は控え、自転車や公共交通機関、徒歩通勤を基本とし、マイボトル・マイバッグを持参するなど、業務以外でも率先して環境配慮に取り組めます。研修等により社員の環境保全に関する意識向上を図るとともに、社員が率先して取組を実践することで、県民や利用者の環境保全に対する意識を啓発するべく、公園の環境配慮活動について積極的に実施していきます。

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

(3) 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績
ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

① 障害者雇用状況（令和2年6月1日現在）※1

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (A)	うち常用雇用障害者数 (B)	実雇用率 (B) / (A) × 100	不足数 (A) × 法定雇用率※2 － (B)
49	0	0	1

※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、障害者雇用促進法という。）に基づき、厚生労働省に報告している令和2年6月1日現在の障害者雇用状況を記載してください。報告義務のない法人については、(A)、(B)を記載してください。

算定方法については、厚生労働省に報告する障害者雇用状況報告書の記載要領を確認してください。

※2 法定雇用率については厚生労働省のHPを参照してください。

（参考）国のガイドライン（画面下の方）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisha/04.html

② 未達成の場合の今後の対応

藤沢公共職業安定所が主催する「企業と就労支援機関との出会いの場」に積極的に参加し、障がい者の特性について知識を得るとともに、実際に就労を目指す障がい者の各種支援を行っている就労支援機関の方との交流を進めていますが、今後も引き続き参加してまいります。

また、社員の採用に当たっては、障がいの有無によらず、本人の意欲、適性等を公平に審査し、雇用につなげるよう努めます。

③ 障害者雇用促進法に基づく国（公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成命令の有無

有（計画作成命令を受けた後の対応について：)

無

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

なお、障害者雇用状況（令和5年6月1日現在）は以下のとおりであり法定雇用率は達成していますが、引き続き、障がいの有無によらず、本人の意欲、適性等を公平に審査します。

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (A)	うち常用雇用障害者数 (B)	実雇用率 (B) / (A) × 100	不足数 (A) × 法定雇用率 ^{※2} - (B)
35.5	2	5.63	—

イ 障害者雇用促進の考え方と実績

（障害者雇用企業等≪障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など≫に優先的に発注するなど障害者雇用を促進する考え方や実績を記載してください。）

社員採用面接の際は、障がいの有無によらず、本人の意欲、適正等を公平に審査するとともに、障がい者を雇用する際は、本人の意向を確認して、そのハンデを軽減する工夫を行うこととしております。今後も、こうした考え方のもと、採用選考を行い、障がい者の雇用に努めます。

また、障がい者雇用を促進している企業等への優先発注については、「かながわ障害者雇用優良企業」及び「かながわ障害者雇用ハート企業」の名簿を各事業所に配布するとともに、当該企業に発注する際は、一社随意契約が出来るように経理規程を運用しております。実績としては、手話研修の際に社会福祉法人から聴覚障がい者を派遣していただいた実績のみですが、今後も障がい者雇用を促進している企業等への発注を拡大できるよう努めます。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。なお、法定雇用率は達成していますが、引き続き、障がいの有無によらず、本人の意欲、適性等を公平に審査します。

<付属書類>

労働条件に関する自己チェックシート

(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組

神奈川県では「かながわ障がい者計画」等を策定し、障害者基本法や「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念である、ともに生きる社会の実現に向けた施策を展開しています。本公園も県の公共施設として、また憩いの場としての生活の基本的な機能を担う施設として、障がい者に対する社会的障壁の除去に向け、積極的に取り組みます。なお、平成 29 年度に開催された神奈川県後援の「みんなあつまれ」のイベントに賛同し協賛するとともに、弊社のヨット体験や落水時対応訓練の取組のパネル展示を行いました。

障がい者に対する社会的障壁の除去に係る取組

利用者とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・手話やコミュニケーションボードを活用したコミュニケーション ・説明時には「ゆっくり・はっきり・わかりやすく」を心掛ける
施設の利用しやすさの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者専用スペースへの適切な誘導 ・バリアフリーマップの各所掲示
社員への教育	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県作成「障害のある方への差別解消に関する事例集」等をテキストとした社員教育の実施

令和 6 年度実施内容
計画のとおり実施します。

(5) 神奈川県手話言語条例への対応

全社員を対象とした障がい者研修を毎年開催し、全員が手話の実技研修を行うとともに、窓口には聴覚障がい者用に筆談用具とコミュニケーションボードを用意しており、聴覚障がい者の利便性向上に努めており、引き続き取り組んでいきます。



全社員を対象とした手話研修の実施



コミュニケーションボード、筆談ボードの導入



簡単な手話、指文字の掲示による手話の普及

令和 6 年度実施内容
計画のとおり実施します。

(6) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

ア 社会貢献活動等、CSRの考え方

弊社は、湘南・江の島エリアにおいて事業展開をしている地元企業として、地域の振興、安全安心、環境、福祉等の分野で社会貢献に取り組みます。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

イ 社会貢献活動等、CSRの実績

① 地域イベントへの協力

江の島花火大会、江の島流鏝馬・武者行列への協賛、藤沢市民マラソン、江の島天王祭、湘南の宝石（イルミネーション）への協力など、地域のイベントに積極的に協力しています。

② ライフセービング団体への財政支援

片瀬西浜海水浴場の海水浴客等の安全確保のため、地元活動ライフセービング団体の活動を財政面で支援しています。

③ 社会福祉法人による車いす利用者の海体験の支援

車いす利用者が波打ち際で海に触れたい、この希望の実現も社会貢献の一環として技術的な面や海浜用車いすの砂浜での操作方法などを現場で支援しています。

④ 緑化協力金制度への協力

県のみどり行政推進のため、緑陰広場駐車場、片瀬海岸地下駐車場を含め、直営駐車場も県の緑化協力金制度に協力しています。

⑤ 公益団体への寄付

日本水難救助会、かながわ海岸美化財団など公益的な団体に継続的に寄付を行っています。

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

ウ SDGs（持続可能な開発目標） 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源）への取組

持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの推進は、企業の社会的責任であるという考えのもと、地域特性を生かした持続可能な取組を行っていきます。

① 目標9 産業と技術革新の基盤を作ろう

目標9のターゲットとして、「質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエンス）なインフラを開発する」、「資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・

産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる」こと等が挙げられています。

当公園へのアクセスや公園機能など基本的なインフラは整備が終了しているところです。

このため弊社の取組としては、維持管理運営として行っている公園内における発生物を資源として、環境に配慮した技術向上に利用していただきます。

〔主な取組〕

- 樹木の剪定・伐採木や芝生広場の刈草をゴミが混ざらないように厳格に収集して、バイオマス発電、パルプ原料、堆肥原料用等の再資源化を行っている処理業者に委託することとします。
- 刈草の一部を公園内で堆肥化し、草花の育成に活用します。
- 公園内に捨てられるペットボトルや缶及びプラスチック製品類は、資源の再生を図るために分別収集を行い、ゴミの再資源化に貢献します。

② 目標 11 住み続けられるまちづくりを

目標 11 のターゲットとして、「人々に安全で包括的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する」、「資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さを目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う」こと等が挙げられています。

弊社の取組としては、公園利用者やその周辺の住民に「住み続けられるまちづくり」として、公園機能を生かした運営を行うことでその充実を図ります。

〔主な取組〕

- サーファー主体の利用であったサーフビレッジのシャワーや更衣室を、老若男女を問わず健康志向のランニングステーションとして位置付けます。
- 4つのウォーキングコースでは、標識設置のほか、サーフビレッジ内では貴重品ロッカーの増設、足濡れ緩和マットの敷設、ドライヤーの設置等、快適性向上の工夫を図ります。
- 高齢者や障がいを持った方が安心して公園を利用できるよう、通常の車いすのほか海浜車いすを用意するとともに、手すりやスロープ等によるバリアフリー化を行います。
- 車いすやベビーカーに対応したバリアフリーマップを作成し、園内各所や HP で確認できるようにします。
- 社員に障がい者の理解促進研修を行うとともに、窓口にはコミュニケーションボードや筆談ボードを用意するなどニーズや要望に対応します。
- 異常気象への備えとしては、施設の点検(津波避難タワーを含む)や、定期的な訓練、パンフレットや園内放送による事前の周知、早期の情報提供を行います。

③ 目標 15 陸の豊かさを守ろう

目標 15 のターゲットとして、「あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる」、「砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する」こと等が挙げられています。

弊社の取組としては、公園内の植生において維持管理の充実を図ることにより、目標である「陸の豊かさを守ろう」を達成することとします。

〔主な取組〕

- 公園内の松林における枯損木を更新することや成長に伴う適正な剪定・間伐の実施、松葉かきによる土壌の富栄養化防止、キノコ(松露)の保全等、松林の豊かな植生を維持します。
- 松林以外の植生林においても、剪定、間引き、病害虫の防除等を行うこととします。
- 海岸特有のハマヒルガオ、コウボウムギ(シバ)、ハマゴウ、ハマボウフウ、ハマユウなどの維持管理や情報提供にも努め、生物多様性の維持にも取り組みます。



松林の落ち葉かき

(169 のターゲットに係る部分出典:外務省「JAPAN SDGs Action Platform」)

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

(1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

該当ありません。

(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

ア 方針・体制

弊社は、個人情報を適切に取り扱うため、個人情報保護規程を定めており、個人情報保護法や関連規定を遵守します。

個人情報の利用に際しては、弊社ホームページにおいて、あらかじめ利用目的を公表したうえで収集いたします。また、あらかじめ公表した利用目的に従って、必要な範囲内でのみ、個人情報を取り扱います。さらに、こうした方針等を簡潔にまとめたプライバシーポリシーを弊社ホームページで公開しています。

また、個人情報保護規程に基づき、各部長を個人情報管理者として指名しています。



プライバシーポリシー

SHONAN NAGISA PARK

プライバシーポリシー規程事項

1. 法令等の遵守
2. 個人情報の定義
3. 個人情報の利用目的について
4. 収集の制限
5. 個人情報の安全管理措置について
6. 個人情報の利用及び第三者提供について
7. 個人情報の開示、訂正、追加又は削除、利用の停止又は消去について
8. プライバシーポリシーの変更について

令和6年度実施内容

計画のとおり実施します。

イ 職員に対する教育・研修体制

弊社の個人情報保護規程に基づき指名されている個人情報管理者（各部長）が中心となって、部内研修等や日々の業務遂行の中で、全社員に対して個人情報の適切な取り扱いの徹底を図っております。

[具体例]

- ・ 中核となる職員の外部研修への参加とOJTによるフィードバック
- ・ 部長（所長）からの部内会議の場などにおける個人情報の重要性の訓示
- ・ 個人情報漏洩の記事等の回覧による意識の希薄化防止 等

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。

ウ 県立湘南海岸公園における個人情報の取扱いの状況

(ア) 個人情報の利用目的

- ・ 多目的ホール利用者への連絡
- ・ ビーチヨガ教室、各種イベント参加者への連絡
- ・ フラワーサポーターへの活動に伴う連絡（令和2年度で活動終了）
- ・ 事故等発生時の記録
- ・ 遺失物、拾得物についての連絡
- ・ 防犯（防犯カメラの画像は、3ヶ月経過後自動消去）

(イ) 個人情報の取扱件数（令和元年度）

個人情報の内容	取扱件数	備 考
多目的ホール団体登録届	148	
多目的ホール利用申込書	82	
ビーチヨガ教室参加者名簿	196	
フラワーサポーター名簿	38	令和2年度で活動終了
遺失物届出書	54	
拾得物受領書	67	

(ウ) 具体的な対応

- ・ 個人情報が記載された書類については、鍵付きの棚に保管
- ・ 社内の「ファイル基準表」に基づき保存期間を定め、期間終了後は社員によるシュレッダー処理を実施
- ・ 監視カメラ映像は、3か月経過したら自動的に消去

令和6年度実施内容
計画のとおり実施します。